

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細書
(免 除 届 出 用)

受贈者、相続人(受遺者)の氏名	入 力	確 認
	※	※

租税特別措置法施行令 第40条の8 第35項(旧第34項) 第40条の8の2 第41項 の規定による死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日(注)の翌日から死亡等の日までの間に経営承継者につき期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細は、次のとおりです。

※欄には記載しないでください。

番号	期限の到来した事由 (該当する事由にレ点を付けてください。)	事由が生じた 年 月 日	期限が到来した 株(口)数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税の額
	<input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	. .	株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	. .	株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	. .	株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	. .	株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	. .	株(口)円	円

(裏)

租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 16 項第 2 号に係る免除届出書を提出する場合においては、特例非上場株式等のすべてを贈与した場合に限りこの明細書を提出してください。

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
 - イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 7 号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
 - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 7 号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
 - ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 4 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 6 号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「期限の到来した事由」中
 - イ 「適格合併・適格交換等」とは、租税特別措置法第 70 条の 7 第 5 項又は同法第 70 条の 7 の 2 第 4 項(同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
 - ロ 「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第 70 条の 7 第 6 項第 2 号又は同法第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 2 号(同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
 - ハ 「合併により消滅」とは、同法第 70 条の 7 第 6 項第 3 号又は同法第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 3 号(同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
 - ニ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第 70 条の 7 第 6 項第 4 号又は同法第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 4 号(同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
 - ホ 「会社分割」とは、同法第 70 条の 7 第 6 項第 5 号又は同法第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 5 号(同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
 - ヘ 「組織変更」とは、同法第 70 条の 7 第 6 項第 6 号又は同法第 70 条の 7 の 2 第 5 項第 6 号(同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
- 3 「事由が生じた年月日」とは、
 - イ 「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。
 - ロ 「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。
 - ハ 「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。
 - ニ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。
 - ホ 「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。
 - ヘ 「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。
- 4 「死亡等の日」とは、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 35 項（旧第 34 項）の経営承継受贈者又は経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した日及び租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 2 第 41 項の経営承継相続人等が死亡した日又は経営承継相続人等が租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
- 5 「経営承継者」とは、
 - イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 3 号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
 - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 3 号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
 - ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 4 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 3 号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

(注) 経営承継人等が贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間に死亡した場合には、表面の「死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告期限」となります。